



最低賃金が変わります！

10月1日より順次最低賃金が変わります。
都道府県ごとに発効日以降の賃金はこれを下回らないようにしなければなりません。

＜広島県の場合＞

750円→**769円** (+19円)

【発効年月日】平成27年10月1日

平成27年度 地域別最低賃金一覧

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日	都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日
北海道	764	平成27年10月8日	滋賀	764	平成27年10月8日
青森	695	平成27年10月18日	京都	807	平成27年10月7日
岩手	695	平成27年10月16日	大阪	858	平成27年10月1日
宮城	726	平成27年10月3日	兵庫	794	平成27年10月1日
秋田	695	平成27年10月7日	奈良	740	平成27年10月7日
山形	696	平成27年10月16日	和歌山	731	平成27年10月2日
福島	705	平成27年10月3日	鳥取	693	平成27年10月4日
茨城	747	平成27年10月4日	島根	696	平成27年10月4日
栃木	751	平成27年10月1日	岡山	735	平成27年10月2日
群馬	737	平成27年10月8日	広島	769	平成27年10月1日
埼玉	820	平成27年10月1日	山口	731	平成27年10月1日
千葉	817	平成27年10月1日	徳島	695	平成27年10月4日
東京	907	平成27年10月1日	香川	719	平成27年10月1日
神奈川	905	平成27年10月18日	愛媛	696	平成27年10月3日
新潟	731	平成27年10月3日	高知	693	平成27年10月18日
富山	746	平成27年10月1日	福岡	743	平成27年10月4日
石川	735	平成27年10月1日	佐賀	694	平成27年10月4日
福井	732	平成27年10月1日	長崎	694	平成27年10月7日
山梨	737	平成27年10月1日	熊本	694	平成27年10月17日
長野	746	平成27年10月1日	大分	694	平成27年10月17日
岐阜	754	平成27年10月1日	宮崎	693	平成27年10月16日
静岡	783	平成27年10月3日	鹿児島	694	平成27年10月8日
愛知	820	平成27年10月1日	沖縄	693	平成27年10月9日
三重	771	平成27年10月1日	全国加重平均	798	

最低賃金に算入されない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

SATO'S NEWS LETTER

2015年10月号
(No.73)

CONTENTS

■最低賃金が変わります！・P.1

■助成金情報……………P.2

■改正労働安全衛生に基づくストレスチェック制度とは？
……………P.3

■人事労務ニュース……………P.3

■企業PRコーナー
広島情報シンフォニー様
……………P.4

■TAC広島校において 社会保険労務士受験生のための弊社就職説明会を開催しました
……………P.4

10月の社会保険労務と税務

13日

- 源泉徴収税額
 - ・住民税特別徴収税額の納付
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

11月2日

- 労働者死傷病報告の提出
<休業4日未満、7月～9月分>
- 労働保険料の納付
<延納第2期分>

公式 Facebook ページ開設



いいね！



不支給要件が厳格化されます！

『特定就職困難者雇用開発助成金』『高齢者雇用開発特別奨励金』

該当する場合、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

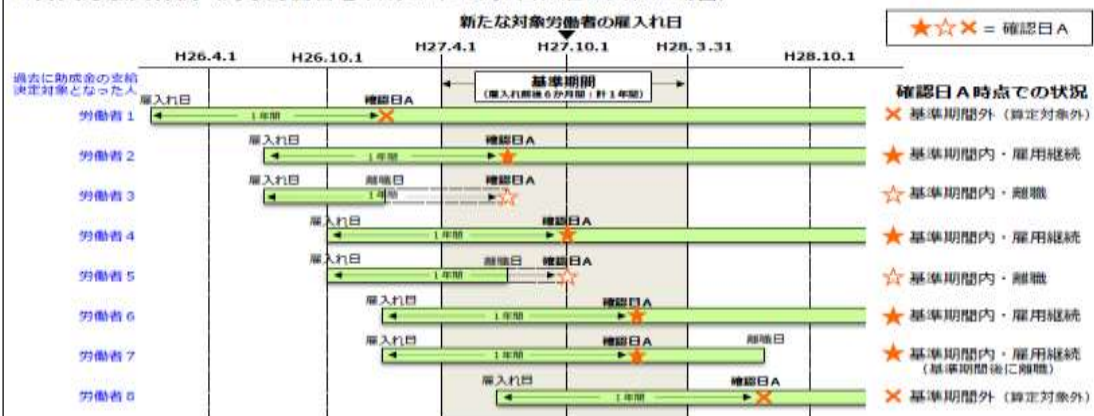
<要件①> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※¹内に雇入れ日から起算して1年を経過する日(=確認日A)がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※²が50%を超えていること

※¹ 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※² 離職割合(%) = (確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人) ÷ (確認日Aが基準期間内にある人)

◆算出方法具体例(対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合)



<離職割合の算出方法>

① 確認日Aが基準期間内(H27.4.1からH28.3.31)にある人(分母) : 6名(労働者2～労働者7)

② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人(分子) : 2名(労働者3、労働者5)

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合(%) : ② 2名 ÷ ① 6名 = 33.3%

<要件②> 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※¹内に助成対象期間※²の末日の翌日から起算して1年を経過する日(=確認日B)※³がある人が5人以上いる場合で、その確認日B時点での離職割合※⁴が50%を超えている場合

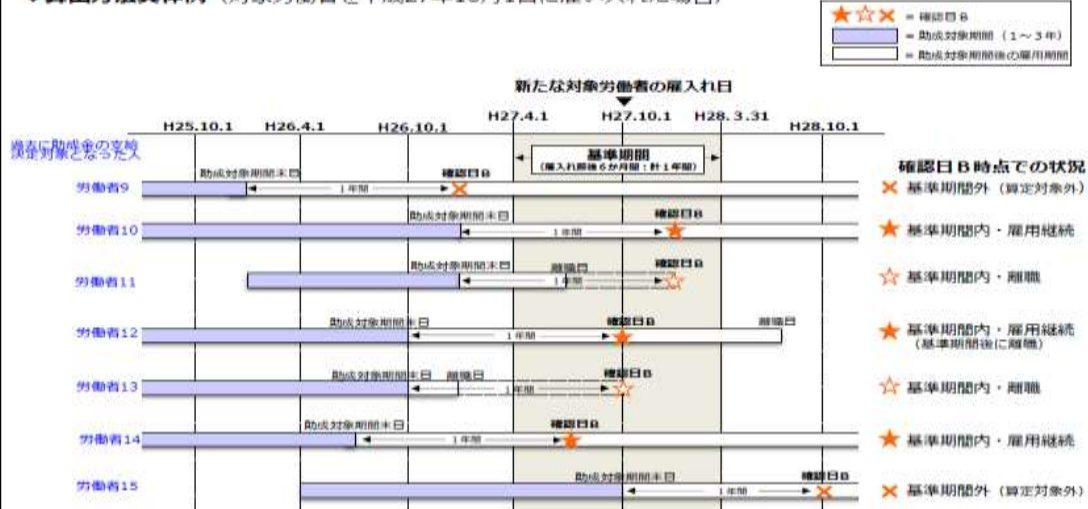
※¹ 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※² 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※³ 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とする

※⁴ 離職割合(%) = (確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人) ÷ (確認日Bが基準期間内にある人)

◆算出方法具体例(対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合)



<離職割合の算出方法>

① 確認日Bが基準期間内(H27.4.1からH28.3.31)にある人(分母) : 5名(労働者10～労働者14)

② 確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人(分子) : 2名(労働者11、労働者13)

※労働者9と労働者15は確認日Bが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合(%) : ② 2名 ÷ ① 5名 = 40.0%



改正労働安全衛生に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。
(平成27年12月1日施行)



ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

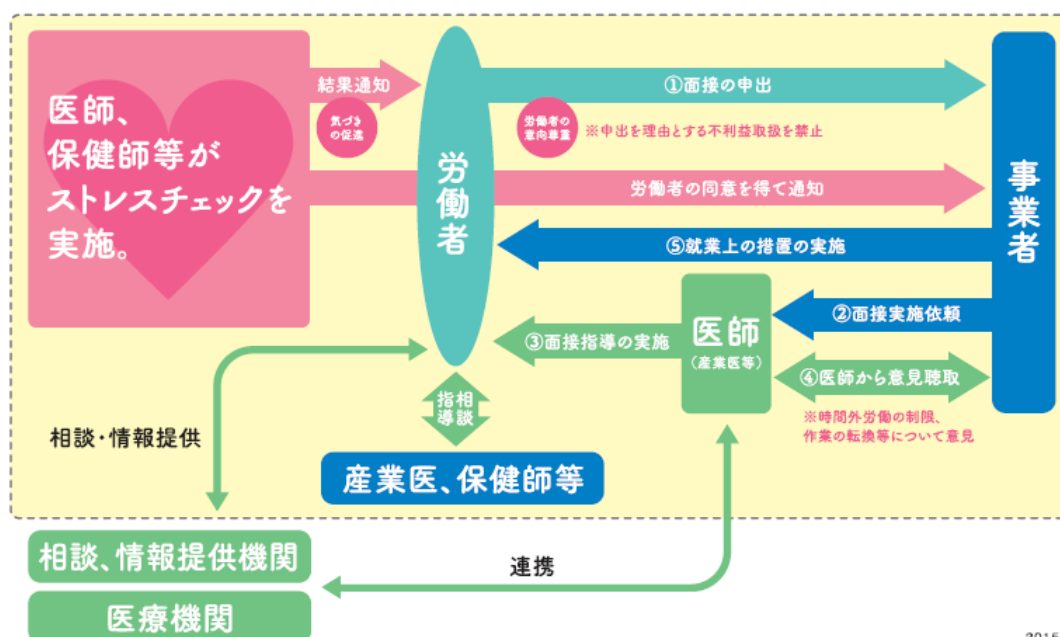


面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。



ストレスチェック制度の流れ



人事労務ニュース

●改正派遣法が成立

労働者派遣法の改正案が、当初予定していた9月1日の施行日を9月30日に修正し、衆院本会議で可決・成立した。これまで原則最長3年とされていた派遣労働者の受入れを、人を代えればずっと続けられるようにする一方、許可制と届出制があった派遣事業をすべて許可制にして、国の監督・指導を強化する内容となりました。

●平成28年度より 健康保険の標準報酬月額上限額が139万円に引上げに

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成28年度より標準報酬月額の上限額が121万円から139万円へ引上げられることになりました。また、標準賞与額も年間上限額540万円から573万円に引上げられることになっています。



企業PRコーナー 「株式会社 広島情報シンフォニー」様



株式会社 広島情報シンフォニー
Hiroshima Information Symphony Co., Ltd.

豊かな想像力と確かな技術で
お客様のニーズをハイレベルでクリアする
価値あるシステムをご提供します。

Total Information Service

人と未来と情報の調和
.....
Symphony

Normalization Future Network

クラウドソリューション
ソフトウェア開発
ネットワーク構築
アウトソーシング
データエントリー

重度障害者多数雇用企業
<http://www.symphony.co.jp/>

〒732-0068 広島県広島市東区牛田新町二丁目2番1号 TEL : 082-222-8211 (代表)

ひろしまIT総合展2015のお知らせ

広島情報シンフォニーはクラウドソリューションを出展します

■CYDAS.com

すべての人の才能を引き出し一人ひとりが活躍できる組織や企業をつくる人材プラットフォーム。人事だけでなく、経営層、社員本人も参加する新しい発想のクラウドサービスです。

■Cloud2Mfg

海外展開可能な本格的クラウド型生産管理システムです。受注生産、見込み生産に対応し、トレーサビリティや多言語、多通貨にも対応しています。

■N-town

N E Cが提供する低価格で安心なクラウドサービス基盤です。



西日本最大級のIT展示会
10月21 22 23 開催!!
ひろしま
EXPO Hiroshima, IT's a solution.
IT 総合展 2015

場所: 広島産業会館・西展示館/広島市南区民文化センター
概要: 出展総小間数150小間
著名な講師によるカンファレンス
23コースのプレゼンテーションセミナー 他

TAC 広島校において 社会保険労務士受験生のための弊社就職説明会を開催しました

～サトーは社会保険労務士を志す人を応援しています!～

- 日時 : 2015年8月30日(日) 16:00 ~ 17:30
- 場所 : TAC 広島校 303号室(広島市中区基町)
- 内容 : 1. 社会保険労務士法人サトーの業務内容説明
2. 今年4月入社者から、日常業務とやりがいについて
(TAC 広島校様で、社会保険労務士試験1回で合格)
3. 求人内容のご説明



▲やりがいについてお話しする藤本指導員

*TAC様の社労士試験解答解説会後、多数の受験生の方にご参加いただきました。弊社職員から、仕事とやりがいを聞き、早く社労士になって仕事をしたくなったというご意見を多数頂戴しました。サトーは今後も社会保険労務士を志す皆さんを応援します!

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話: 082 (546) 2080 FAX: 082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話: 03 (5829) 8982 FAX: 03 (5829) 8983